

## 津南町渇水対策水田整備事業補助金実施要綱

令和 8 年 4 月 1 日

告示第 40 号

(趣旨)

第 1 条 近年の高温渇水や地震等による災害により水田の耕盤に亀裂等が発生し、水持ちが悪く用水不足が課題となっており、渇水による農業の干ばつ被害を未然に防止するため、ブルドーザーによる代掻きに要する経費及び秋季に行う代掻き(以下「秋代掻き」という。)を実施した面積に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津南町補助金等交付規則(昭和31年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、ブルドーザーによる代掻き(以下「ブル掻き」という。)とは、通常よりも深めの耕起、荒掻き後にブルドーザーにより水田内を走行し耕盤の亀裂等を埋めることをいう。

(補助対象事業等)

第 3 条 町長は、津南郷土地改良区若しくは農業者が組織する団体又は農業者個人(以下「補助事業者等」という。)が、渇水対策としてブル掻き及び秋代掻きについて別表のとおり補助するものとする。ただし、国又は県の補助対象となる事業は、対象としない。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第 4 条 補助事業者等は、津南町渇水対策水田整備事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 渇水対策を講じた水田の面積が分かる書類
- (2) 渇水対策事業の補助対象経費が分かる書類
- (3) 渇水対策事業の実績が分かる書類
- (4) 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定兼確定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、津南町渇水対策水田整備事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第6条 町長は、前条の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和8年9月15日告示第135号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年9月1日から適用する。

別表(第3条関係)

| 対象事業 | 補助内容                                                                                                                                                                              | 補助金額                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ブル搔き | <p>補助対象経費は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 委託費</p> <p>(2) 機械リース費、燃料費</p> <p>(3) その他ブル搔きに必要な経費</p> <p>で町長が特に認めたもの</p> <p>補助対象面積は、1件当たりおおむね1ha以上とする。</p> <p>補助対象事業費の上限は、10a当たり30,000円とする。</p> | <p>補助対象経費の100分の50以内とする。</p>                                                    |
| 秋代搔き | <p>渇水対策として、秋代搔きを実施した面積に対して補助する。</p> <p>補助対象面積は、1a未満は切り捨てとする。</p>                                                                                                                  | <p>10a当たり</p> <p>整備地(30a以上)</p> <p>7,000円</p> <p>未整備地(30a未満)</p> <p>8,500円</p> |